

国交省「新たなモビリティ安全対策WG」 論点に対するJAMA意見

一般社団法人日本自動車工業会

2021年12月2日

論点に対するJAMA意見

国交省「新たなモビリティ安全対策WG」における論点	JAMA意見
<p>(1) 新たなモビリティの車両区分について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歩道通行車」はこれまで通り歩行者扱いとして道路交通法を適用し、「小型低速車」及び「既存の原動機付自転車」については道路運送車両法を適用。 ● 「歩道通行車」は現状で特に問題もなく道路運送車両法を適用する必要性を感じておらず、変更する場合は明確な理由が必要。これまで歩行者扱いとして許可されていたことが、車両扱いになることで変更されることを懸念する。
<p>(2) 状態変化モビリティについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小型低速車」の保安基準や状態表示については、基準調和の観点から欧州EN規格のEN17128を参照して頂くのが良いのではないかと考えます。Pedestrian Modeという歩道を走行する際の表示等についての規定もある。

論点に対するJAMA意見

国交省「新たなモビリティ安全対策WG」における論点

(3) 保安基準について

JAMA意見

- 「小型低速車」の速度については安全に走行できることが前提であるが、複雑にならないように整理すべきという意見に賛成。欧州での事例や現状の道路運送車両法の基準も踏まえて、20km/hが望ましいと考える。
- 保安基準を一部緩和するが、原付という車両区分の一種とした場合、運転免許との関係性が複雑になることが懸念される。（警察庁の有識者検討会で免許なしでの運転が検討されていることを踏まえて。）

論点に対するJAMA意見

国交省「新たなモビリティ安全対策WG」における論点	JAMA意見
(4) 不適合車両の排除について	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小型低速車」に保安基準を設ける場合は、型式認定を“義務”とすることで、不適合車両を排除できるのではないか。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路運送車両法には当たらないものの、「小型低速車」や「歩道通行車」に区分されるモビリティの、バス等への持ち込みを可能とする（＝基準を明確にする）ことも検討してほしい。